

京阪神木造住宅協議会 地域型住宅グリーン化事業

①名称：京阪神地域木造高耐震住宅

②共通ルール(長期優良住宅)

- ①長期優良住宅認定
- ②主要構造材(柱・梁・桁・土台)の50%以上を指定地域材材(JAS材)使用(必須)
- ③合法木材認証制度に適合した出荷証明書を提出(必須)
- ④隅柱は4寸とする(必須)
- ⑤構造躯体(プレカット)はNK工法を使用(必須)
- ⑥許容応力度計算による耐震等級「2」以上(基礎を含む)(必須)
- ⑦自立循環型住宅ガイドライン3.1章 自然風の利用と制御用気象データによる風設計の書類の提出(必須)
- ⑧JBN「木造住宅工事管理の実務」の現場管理の要点に沿った施工基準の整備を行う
- ⑨JBN「木造住宅工事管理の実務」に記載されている《木造住宅施工状況現場検査チェックシート》を活用する(必須)
- ⑩「JBN住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れの仕方を施主へ説明する(必須)
- ⑪見積書及び設計図書の作成及び施主への提出(必須)
- ⑫住宅履歴情報管理システム等の活用(必須)
- ⑬維持保全計画書の作成(必須)

※今回は賃貸住宅(法人)に対応

③共通ルール(低炭素住宅)

- ①上記「長期優良住宅共通ルール」の②～⑪
- ②長期優良住宅の認定は不要
- ③許容応力度計算による基礎構造計算不要
- ④認定低炭素基準必須

④共通ルール(ゼロエネ住宅【5地域】【6地域】)

- ①上記「長期優良住宅共通ルール」の②～⑪
- ②ゼロエネ住宅を供給するのは新築・請負のみとする
- ③ゼロエネ住宅はエネルギー削減率を全体で【5地域】102.2%(R)以上【6地域】109.2%(R)以上とする
- ④太陽光を除いた値を【5地域】37.5%(R0)【6地域】36.4%(R0)以上とする
- ⑤発電出力を3.7kwとする

⑤共通ルール(非住宅)

- ①許容応力度計算による耐震等級1以上とする
- ②主要構造材(柱・梁・桁・土台)の30%以上を指定地域材(JAS材)使用(必須)
- ③主要構造材(柱・梁・桁・土台)の30%以上が指定地域材に満たない場合はタルキ・間柱・合板を代替の材積としてカウントする
- ④認定低炭素・CASBEE(B+ランク)・BELSのいずれかを条件とする

⑥その他

- ①長期優良型建築物・認定低炭素建築物までは賃貸住宅対応
その他の低炭素住宅・優良建築物に関しては都度確認の上、申請するものとする
各物件が補助対象として適合しているかどうかの最終判断は各工務店の責任において行って頂きます。
事務局はあくまで事務的な処理の補助とさせていただきます。

⑦参加ルール

- ①会員 年会費 ¥42,000円(内訳 協議会年会費 ¥18,000円 JBN年会費 ¥24,000円)を
- ②グリーン化事業費用
・補助金対象物件管理費 1件につき 長期優良住宅¥50,000
1件につき ゼロエネ住宅¥60,000(暫定)
1件につき 非住宅¥50,000(100㎡以下)
1件につき 非住宅¥50/㎡(100㎡以上)

⑧配分ルール

- ①補助金割当て棟数÷施工事業者希望棟数=割当て棟数比率
- ②比率で計算し割当て棟数が1棟を切る場合は「1棟」とする
- ③施工事業者割当てし、残りの棟数は事務局預かりとし、預かり棟数については先着順とさせていただきます